



福県医発第 1236 号 (地)

平成 29 年 8 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の支給の
留意事項通知等の一部改正及び疑義解釈資料の送付について

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費につきましては、療養費改定及び中・長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しを目的として、社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会にて検討されているところであります。

今般、当該検討専門委員会の実施事項に関連し、厚生労働省保険局医療課より取扱いについて通知が発出された旨、日本医師会より連絡がありました。

具体的には、当該検討会において長期・頻回の施術等の適正化策として、1年以上かつ月16回以上の施術について、支給申請書に施術の必要性、患者の状態を記載した上で、疾病名と合わせてその結果を分析し検討すべきであるとされていることから、別添別紙1のとおり留意事項通知の一部改正が行われております。

また、併せて療養費の統一的な運用と支給基準の更なる明確化のため、厚生労働省への照会事例について随時事務連絡を発出し周知を図ることが示されていることから、別添別紙2のとおり、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の通知が発出されておりますのでご連絡申し上げます。

[添付資料]

1. 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について
(平 29. 6. 28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について
(平 29. 6. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎

会長 白石恒明

平成 29 年 7 月 25 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の支給の留意事項通知等の一部改正及び疑義解釈資料の送付について

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費につきましては、療養費改定及び中・長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しを目的として、社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会にて検討されているところであります。

今般、当該検討専門委員会の実施事項に関連し、厚生労働省保険局医療課より取扱いについて周知依頼がきておりますのでご連絡申し上げます。

具体的には、当該検討会において長期・頻回の施術等の適正化策として、1年以上かつ月16回以上の施術について、支給申請書に施術の必要性、患者の状態を記載した上で、疾病名と合わせてその結果を分析し検討すべきであるとされていることから、別添1の通り留意事項通知の一部改正が行われたものであります。

また、併せて療養費の統一的な運用と支給基準の更なる明確化のため、厚生労働省への照会事例について随時事務連絡を発出し周知を図ることが示されていることから、別添2のとおり、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の通知が発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

〔添付資料〕

1. 「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

(平 29. 6. 28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

2. はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について

(平 29. 6. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

平成29年6月26日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

標記については、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医発第1001002号)により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正し、本年7月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1 関係

- (1) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について
(別添 1 関係)

改正後	改正前
別添 1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第 1 章～第 7 章 (略) 第 8 章 支給事務手続き 1・2 (略) 3 療養費支給申請書は、<u>暦月</u>を単位として作成すること。 <u>4</u> 同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けず、一の療養費支給申請書において作成すること。 なお、施術を行った施術者が同一月内に複数人いる場合は、「摘要」欄等にそれぞれの施術者氏名とその施術日について、施術者に記入を受ける取扱いとすること。 <u>5</u> 初療の日から 1 年以上経過している患者であって、かつ、1 月間の施術を受けた回数が 16 回以上の者は、施術者に別紙 5 の 1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書の記入を受け、療養費支給申請書に添付する取扱いとすること。 なお、1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書については、患者の状態の評価を行った施術者に評価内容と併せて評価日及び月 16 回以上の施術が必要な理由の記入を受ける取扱いとすること。 <u>6</u> はり師、きゅう師の継続施術中に保険種別等の変更があった場合で、被保険者又は変更後の保険者から同意書の写しの請求を受けた変更前保険者は、速やかに同意書の写しを交付すること。	別添 1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第 1 章～第 7 章 (略) 第 8 章 支給事務手続き 1・2 (略) 3 療養費支給申請書は、<u>原則として暦月</u>を単位として作成すること。 (新設) (新設) <u>4</u> はり師、きゅう師の継続施術中に保険種別等の変更があった場合で、被保険者又は変更後の保険者から同意書の写しの請求を受けた変更前保険者は、速やかに同意書の写しを交付すること。

7 同意期間中に対診を行った場合であっても、対診が診察又は検査のみであって、対診時の病名で施術を再開した場合は、当初の同意期間内であれば改めて同意は不要として差し支えないこと。

また、施術の転帰が中止であれば、同意期間中の施術の再開は差し支えないこと。

5 同意期間中に対診を行った場合であっても、対診が診察又は検査のみであって、対診時の病名で施術を再開した場合は、当初の同意期間内であれば改めて同意は不要として差し支えないこと。

また、施術の転帰が中止であれば、同意期間中の施術の再開は差し支えないこと。

(2) 別添 1 に次を加える。

別添 1 (別紙 5)

(はり・きゅう用)

1 年以上・月 1 6 回以上施術継続理由・状態記入書

(平成 年 月 分)

患 者	氏 名										
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日									
傷 病 名	1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()										
施 術 の 種 類	1. はり 2. きゅう 3. はり・きゅう併用										
初 療 年 月 日	昭・平 年 月 日										
施 術 回 数	月 回 (当該月の施術回数を記載)										
患 者 の 状 態 の 評 価					評価日	平成 年 月 日					
痛 み の 強 さ	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 ----- N R S (Numerical Rating Scale : ニューメリカル レーティング スケール) による評価 (注) 全く痛みがない状態を「0」、自分が考え想像しうる最悪の痛みを「10」として、 今感じている痛みの点数を患者に聞き、該当の点数に印をつけること。										
	前月の評価の有無					1. 有り 2. 無し					
前月の状態からの改善や変化 (前月の評価の有無が「有り」の場合に記入)											
1. 悪化 2. 維持 3. 改善小 4. 改善中 5. 改善大											
(症状、経過及び初療の日から 1 年以上経過して、月 1 6 回以上の施術が必要な理由)											
上記のとおりであります。											
平成 年 月 日											
はり師・きゅう師氏名 ⑩											

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 別添 2 関係

- (1) 次の表により、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について
(別添 2 関係)

改正後	改正前
別添 2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第 1 章～第 6 章 (略) 第 7 章 支給事務手続き 1～3 (略) <u>4</u> 同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けず、一の療養費支給申請書において作成すること。 なお、施術を行った施術者が同一月内に複数人いる場合は、「摘要」欄等にそれぞれの施術者氏名とその施術日について、施術者に記入を受ける取扱いとすること。 <u>5</u> 初療の日から 1 年以上経過している患者であって、かつ、1 月間の施術を受けた回数が 16 回以上の者は、施術者に別紙 5 の 1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書の記入を受け、療養費支給申請書に添付する取扱いとすること。 なお、1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書については、患者の状態の評価を行った施術者に評価内容と併せて評価日及び月 16 回以上の施術が必要な理由の記入を受ける取扱いとすること。 <u>6</u> あん摩・マッサージ・指圧師の継続施術中に保険種別等の変更があった場合で、被保険者又は変更後の保険者から同意書の写しの請求を受けた変更前保険者は、速やかに同意書の写しを交付すること。	別添 2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第 1 章～第 6 章 (略) 第 7 章 支給事務手続き 1～3 (略) (新設) (新設) <u>4</u> あん摩・マッサージ・指圧師の継続施術中に保険種別等の変更があった場合で、被保険者又は変更後の保険者から同意書の写しの請求を受けた変更前保険者は、速やかに同意書の写しを交付すること。

(2) 別添 2 に次を加える。

別添 2 (別紙 5)

(マッサージ用)

1 年以上・月 1 6 回以上施術継続理由・状態記入書

(平成 年 月 日)

患 者	氏 名			
	生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
傷 病 名				
症 状	1. 筋麻痺 2. 関節拘縮 3. その他 ()			
施 術 の 種 類	1. マッサージ 2. 変形徒手矯正術			
施 術 部 位	1. 軀幹 2. 右上肢 3. 左上肢 4. 右下肢 5. 左下肢			
初 療 年 月 日	昭・平 年 月 日			
施 術 回 数	月 回 (当該月の施術回数を記載)			
患 者 の 状 態 の 評 価		評価日	平成 年 月 日	
基本動作	寝返り	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助		
	起き上がり	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助		
	座位	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助		
	立ち上がり	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助		
	立位	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助		
前月の評価の有無		1. 有り 2. 無し		
前月の状態からの改善や変化 (前月の評価の有無が「有り」の場合に記入)				
1. 悪化 2. 維持 3. 改善小 4. 改善中 5. 改善大				
(症状、経過及び初療の日から 1 年以上経過して、月 1 6 回以上の施術が必要な理由)				
上記のとおりであります。				
平成 年 月 日				
あん摩マッサージ指圧師氏名 ㊞				

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 26 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課 都道府県民生主管部（局） 国 民 健 康 保 険 主 管 課 （ 部 ） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 （ 部 ）	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについては、「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平成 29 年 6 月 26 日保医発 0626 第 3 号）等により、平成 29 年 7 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

鍼灸・マッサージに係る療養費関係

【支給申請書関係】

（問 1） 療養費支給申請書の施術証明欄については、施術者が記載することになっているが、当該欄については「上記の通り施術を行い、その費用を領収しました。」とある。

施術を行った者とは別の者が施術費用の収受を行っており、施術を行った者において施術費用を領収したことを証明できない場合については、施術所の代表者が代わりに証明を行っても差し支えないか。

（答） 施術証明欄は施術を行った者による施術内容の証明欄として設けられているため、本来、施術を行った者が証明するものであるが、当該欄については、同時に施術費用を領収したことを証明する欄でもあるため、当該施術を行った者において施術費用を領収したことを証明することができない場合は、施術所の代表者（有資格者に限る。）もしくはこれに準ずる立場にある有資格者が代わりに証明を行っても差し支えない。この場合、実際に施術を行った施術者氏名が確認できるよう摘要欄（備考欄）に記載するか、それを証する書類を添付するようにされたい。（「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日保医発第1001002号。以下「留意事項通知」という。）別添1第8章の1、別紙4／別添2第7章の1、別紙4）

（問 2） 一つの療養費支給申請書で複数月にまたがる療養費の支給申請を行うことは認められるか。

（答） 認められない。（留意事項通知別添1第8章の3／別添2第7章の3）

（問 3） 同一月に複数の施術所で施術を受けた場合の療養費の支給申請方法はどうか。

（答） 施術所単位で支給申請を行う。（留意事項通知別添1第8章の4／別添2第7章の4）

（問 4） 同時に複数の施術所で施術を受け、それぞれ療養費の支給申請を行うことは認められるか。

（答） 必ずしも制限されていないが、患者の疾病管理上望ましいこととは言えず、例えば、施術所の休診日等の関係で、複数の施術所で施術を受ける必要があるなど、やむを得ない事情がある場合を除き、保険者において患者に対する指導等を行う必要があると考える。（留意事項通知別添1第8章の4／別添2第7章の4）

(問 5) 同一の患者に対して、同一月内に複数の施術者がそれぞれ施術を行った場合、療養費支給申請書の施術証明欄は、誰が記載するのか。

(答) 当該患者に対して、中心的に施術を行った施術者が代表して記載する。なお、施術者ごとの施術日が分かるように、それぞれの施術者氏名とその施術日について、摘要欄（備考欄）に記載するか、それを証する書類を添付するものとする。（留意事項通知別添1第8章の4、別紙4／別添2第7章の4、別紙4）

(問 6) 同一の患者に対して、同一月内に複数の施術者がそれぞれ施術を行った場合において、それぞれの施術者氏名とその施術日について、療養費支給申請書の摘要欄に記載する場合、どのように記載したらよいか。

(答) 下記記載例を参考に記載されたい。なお、あくまで参考例であり、保険者において、記載要領等によりこの場合における記載方法等を独自に定めている場合は、保険者が定める記載方法等により取り扱うこととして差し支えない。（留意事項通知別添1第8章の4、別紙4／別添2第7章の4、別紙4）

(記載例) 当該患者に対して施術を行った日が、2, 9, 16, 23, 30 日であり、あはき一郎とあはき二郎が分担して施術を行った場合

摘 要	
あはき 一郎	
2, 9, 23 日	
あはき 二郎	
16, 30 日	

【1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書関係】

(問 7) 施術継続中の患者で、途中で施術所を変更している患者の場合、初療の日から1年の起算日は、いつになるのか。

(答) 初療の日については、施術所単位で考える。（留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5）

(問 8) 1月間の施術回数は、暦月を単位とするのか。

(答) そのとおり。（留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5）

(問 9) 同一月に複数の施術所で施術を受けている場合の施術回数の考え方は、如何か。

(答) 施術回数については、施術所単位で考える。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問10) 初療の日から1年を経過していない患者であっても、1月間の施術回数が16回以上の場合、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書を療養費支給申請書に添付しなければならないのか。

(答) 初療の日から1年以上経過している患者であって、かつ、1月間の施術回数が16回以上の患者が対象であるため、添付の必要はない。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問11) 月の途中で初療の日から1年を経過する場合の1月間の施術回数の考え方は如何か。

(答) 月の途中で初療の日から1年を経過する場合においては、当該月における初療の日から1年を経過した日以降に行われた施術回数が16回以上か否かで考える。

例えば、初療の日が前年の7月10日であれば7月10日に「1年を経過した」こととなるため、7月10日から7月31日の間に16回以上の施術が行われれば、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書を療養費支給申請書に添付することとなる。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問12) 初療の日から1年を経過して、毎月16回以上の施術を受けている患者の場合、毎月、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書を施術者に記入してもらい、療養費支給申請書に添付する必要があるのか。

(答) そのとおり。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問13) 初療の日から1年を経過している患者であって、普段は月に16回未満の施術回数である患者が、急性増悪等により、1月間の施術回数が16回以上になった場合であっても、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書を施術者に記入してもらい、療養費支給申請書に添付する必要があるのか。

(答) そのとおり。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問14) 毎月の療養費支給申請書について、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書を添付するにあたり、毎月施術者に患者の状態の評価を行ってもらう必要があるのか。

(答) 1月間の施術回数が16回以上となる月については、原則として毎月施術者に患者の状態の評価を行ってもらう必要がある。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5/別添2第7章の5、別紙5)

(問15) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書については、当該月に施術を受けた施術者に記入してもらう必要があるのか。

(答) 記入を求める施術者は、原則として当該月に施術を受けた施術者とする。ただし、休職・退職・転勤・長期不在である等、当該施術者に記入を求めることができない場合には、当該月に施術を受けた施術所の他の施術者による記入であっても差し支えない。この場合、代わりに記入することとなる施術者に、当該月に施術を受けた施術者が記入できない理由についても、併せて記入してもらうこととする。また、閉院等により、記入を求めること自体が困難な場合は、申請者(被保険者等)から1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書を添付できない理由として、その旨の申し出があれば、支給申請書を受理して差し支えない。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5/別添2第7章の5、別紙5)

(問16) 同一の患者に対して、同一月内に複数の施術者がそれぞれ施術を行った場合、1年以上・月16回以上施術継続療養費支給申請書は、誰が記入するのか。

(答) 当該患者に対して、中心的に施術を行った施術者が代表して記入することにより。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5/別添2第7章の5、別紙5)

(問17) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書について、「患者の状態の評価」と「月16回以上の施術が必要な理由」を別々の施術者が記入してもよいのか。

(答) 患者の状態の評価を行う施術者が月16回以上の施術の必要性についても判断すべきであることから、必ず患者の状態の評価を行った施術者に評価内容と併せて月16回以上の施術が必要な理由の記入を受ける必要がある。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5/別添2第7章の5、別紙5)

(問18) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書については、当該月の施術回数が確定した後で施術者に記入を受けなければならないのか。

(答) あらかじめ当該月に16回以上の施術が予想される場合は、月の途中でであっても差し支えない。なお、この場合、施術回数の欄については、当該月の施術回数の確定後に改めて施術者に記入を受ける必要がある。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5/

別添2第7章の5、別紙5)

(問19) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書に記載する評価日については、当該書類を記入した日付を記載するのか。それとも実際に患者の状態の評価を行った日付を記載するのか。

(答) 実際に患者の状態の評価を行った年月日を記載する。なお、当該書類の施術者氏名を記載する証明欄の日付については、当該書類を記入した年月日を記載するものであり、評価日と証明欄の日付は、必ずしも一致するものではない。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問20) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の添付は、写しの添付でもよいのか。

(答) 原本を添付する必要がある。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問21) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書に記載する施術者の氏名について、署名である場合、押印を省略してもよいのか。

(答) 施術者による署名の場合、押印を省略して差し支えない。記名の場合は、押印が必要である。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問22) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書に記載する項目について、療養費支給申請書(別紙4)の記載項目と重複する項目があるが、当該重複する項目について記載を省略してもよいのか。

(答) すべての項目について記載するようにされたい。(留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5)

(問23) 初療の日から1年以上経過している患者であって、1月間の施術回数が16回以上の患者について、療養費支給申請書に1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の添付がない場合の取扱いはどうか。

(答) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の添付がない場合、申請書の不備として返戻を行い、速やかに療養費支給申請書への添付を求めるようにされたい。また、申請日時点において当該月に対する患者の状態の評価が行われていない場合であっても、このことを理由として不支給とする取扱いとはせず、返戻後、速やかに施術者に患者の状態の評価を受け、再申請を求めるようにされたい。なお、1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の患者の状態の評価を記載させる目的は、厚生労

働省において疾病名と合わせてその結果を分析したうえで、施術回数の取扱いについて検討することになり、現時点の取扱いとして、患者の状態の評価の内容により支給の可否の判断を行うものではないことに留意されたい。（留意事項通知別添1第8章の5、別紙5／別添2第7章の5、別紙5）

（問24） 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書に記載された、月16回以上の施術が必要な理由についての判断に疑義が生じた場合の取扱いは如何か。

（答） 記載された月16回以上の施術が必要な理由の内容のみをもって、療養費の支給の可否を判断する取扱いは適当でなく、改めて施術者や患者への照会等を行ったうえで適切に支給の可否を判断されたい。（留意事項通知別添1第5章の3）

以 上